

台東区防犯設備設置等助成事業の一部変更について

1 概要

町会、商店街等の自主的な防犯活動を補完するため、防犯カメラ等の設置・維持管理にかかる経費の一部を助成している。

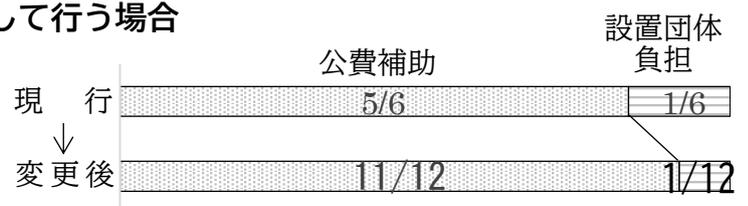
近年の防犯に対する関心の高まりや東京都において防犯カメラ等の設置補助率などの変更があり、防犯カメラ等を設置する団体の経費負担の軽減等を図ることにより本区の防犯設備整備の一層の促進に努める。

2 変更事項

(1) 防犯カメラ等の設置費の補助率の改定

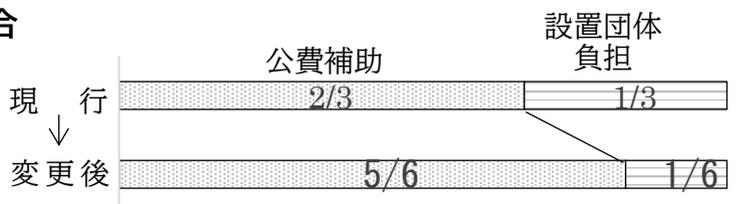
① 町会単独、町会と商店街等が連携して行う場合

補助率を、都は1/2から7/12に改定。区は1/3から変更なし。
設置団体の負担率が現行の1/6から1/12に軽減



② 商店街及び商店街連合会が行う場合

補助率を、都は1/3から1/2に改定。区は1/3から変更なし。
設置団体の負担率が現行の1/3から1/6に軽減



(2) 防犯カメラ等の移設費を補助対象として追加

防犯カメラ設置電柱の撤去(商店街の解散、無電柱化)等に伴う防犯カメラの移設にかかる費用を補助対象に追加する。対象経費限度額は、1台あたり20万円。

○ 補助率

- ① 町会単独、町会と商店街等が連携して行う場合
公費補助 5/6 (都 1/2、区 1/3)、設置団体負担 1/6
- ② 商店街及び商店街連合会が連携して行う場合
公費補助 2/3 (都 1/3、区 1/3)、設置団体負担 1/3

3 補正予算額 (案)

歳入 3,661千円

歳出 3,795千円

4 今後の予定

令和6年7月 台東区町会連合会定例会にて周知

台東区商店街振興事業説明会にて周知